

テューダー絶対王政期における宮内府 (the King's Household) 財務行政の再検討

井内太郎

I はじめに

これまでのテューダー絶対王政期研究について振り返ってみると、その意義の1つがイギリスの近代化の起源をそこに見いだそうとするものであったこと、他言を要すまい。とりわけ、1950年代初めにエルトンが提唱した「テューダー行政革命論¹⁾」は、その後の同時期に関する研究の基本的視角を定めたといつてよいであろう²⁾。かれはイギリスの近代化は、いわゆるホイッグ史家たちが主張するように、ヘンリ7世時代から順調に進展していったわけではなく、ヘンリ8世治世半ばの1530年代になって、クロムエル (Cromwell, T.) のイニシアティブのもとに国政全体に大きな変革 (かれはこれを革命的变化と呼ぶ) が断行されたことを契機としたと論じる。前者を連続説とすれば後者を断絶説と見ることもできるだろう。かれの議論は多岐にわたっており、ここでそのすべてについて紹介することはとうてい不可能であるが、かれの説の根幹をなしていたのが、本稿の課題でもある国家統治機構、わけでも財務行政機構の近代化の問題であった。かれによれば、1530年代以前に国政を基本的に運営していたのは、中世以来、宮内府 (the King's Household) であった。ところが、1530年代に入ると、まずイギリスは宗教改革によって、ローマ教皇庁と袂を分かちイギリス国教会を確立し、国民国家としての体裁を整えていく。また同時に、行政機構も整備され、中央集権的な性格を強めていくことになる。こうした国政上の変化にともなって、それに関わる業務が複雑化し、業務量自体も急増したために、従来のように宮内府だけで国政の運営を行なっていくことが難しくなっていた。そのため、宮内府内部の諸機関が宮廷を出て (went out of court) 個別の

専門的な部局として機能するようになる。やがてこうした部局が宮内府からほぼ完全に分化独立（したがって宮内府におけるように国王が部局の運営に直接に干渉することはなくなる）しながら外延的拡大を示し、宮内府に代わって国家統治の主導権を完全に奪うことになるのであり、以後ふたたび宮内府が国家統治の中心に位置することはなかった。この一連の行政改革は、宮内府（あるいは国王）から自律した部局（bureau）による支配（kratia）という文字通りの意味で、国家統治機構の部局化あるいは国家官僚化（bureaucratization）を目指すものであったのであり、エルトンが1530年代に「近代」の萌芽を見ようとする根拠もまさにその点にあった。

以上のようなエルトン説を検討するにあたり、本稿では以下のような枠組みを設定して議論を進めてみたい。まず本稿の基本的立場は、エルトン説では、近代化の過程で国家官僚制的部局の果たした役割が積極的に評価される一方で、宮内府の果たした役割がむしろそれに逆行するものとして、あまりに過小評価されすぎているとするところであり、それを宮内府の財務行政面から再検討しようというのがその目的である。これまでエルトンが宮内府の財務行政として問題にしてきたのは、もっぱら16世紀初頭のチェムバー（Chamber）に関するものであった。そこで本稿では宮内府で財務行政に関わった家政部会計局（the Counting House）、チェムバー（Chamber）³⁾、プリヴィー・チェムバー（Privy Chamber）を全体として捉え直し、また時期的にも財政機構が最終的に整備された16世紀半ばまで広げながら主に次の点について検討する。

まず第1にエルトンは1530年代を近代化の起点としてその重要性を強調しているが、はたしてこの時期を境に彼がいうように、それほどはっきりと国政の運営が宮内府から国家官僚制的部局へと移行したのかという点である。

第2に国家財政機構を構成したチェムバーを初めとする宮内府と1530年代以降に新たに設置された国家官僚制的部局とを二元論的に把握しようとする点に関する問題である。すなわちエルトンは、宮内府は国王が直接に介入でき、非公式で、未組織であるのに対して新たに設置された財政部局は非個人的、公式的、専門的、官僚制的な部局として二項対立的に捉える⁴⁾。そして宮内府でさえも1530年代以降に官僚制的な部局へと性格を変えていったという。そこで、宮内府の実際の財政業務を検討した場合、果たして1530年代以降に宮内府は従来の

性格を全く失って官僚制化してしまったのか検討してみたい。

- 註 1) Elton, G. R., *The Tudor Revolution in Government* (以下 *T.R.G.* 略記), (Cambridge, 1953), pp. 1-9, 424-26. なおエルトン説の全体像を知るのには以下のエルトン論集が有益。Do, *Studies in Tudor and Stuart Politics and Government*, vol. I-II, III, IV (Cambridge, 1974, 1983, 1992).
- 2) その後のエルトン論争の経緯については以下を参照。栗山義信「初期テューダー財務行政に関する問題」『西洋史学』40号、1959年；同「テューダー行政革命論争」『史林』49-3号、1966年；越智武臣『近代英国の起源』ミネルヴァ書房、1966年。Starkey, D., *Revolution Assessed* (以下 *R. A.* 略記), (Oxford, 1986).
- 3) これまで Chamber は国王私室や宮廷財務室などと訳されてきた。しかし後述するようにテューダー期とくにヘンリ8世治世半ば以降になると、Chamber は宮廷儀礼の中心的な場となったため、国王私室としての同局の役割は Privy Chamber に引き継がれ、また国家財政部門からも急速に後退し国王家政を扱う宮内府の1会計部局へと復帰する。このようにテューダー期の Chamber の機能はかなり変化しており、敢えて訳せば混乱を招く危険性があるので、ここではそれをチェムバーと表記し、同じく Privy Chamber もプリヴィ・チェムバーとする。
- 4) またエルトンは16世紀初頭の財務府とチェムバーの関係についても二項対立的に捉える。すなわち、財務府の会計業務が中世いらい旧態依然としており、度重なる戦争で混乱を極めていたことがチェムバー財務行政の展開の契機となったとする。そして1554年の財政改革によって再び国家財政運営のイニシアティブをとるまで、財務府の役割が殆ど評価されていない。筆者は16世紀前半期の財務府の財務行政を検討しながら、財務府がその間決して保守的で旧態依然としていたわけではなく、状況の変化に応じて改革を繰り返しながら国家財政運営に関与し続けていたことを指摘した。たとえば拙稿「テューダー前期財務府出納部の会計業務について」『西洋史学』161号、1991年；同「テューダー前期財務府出納部の財務行政—支払い指定制度を中心として—」『史学研究』194号、1991年を参照。

II 宮内府の財政組織

ここではまず宮内府財務行政の具体的な検討に入る前に、宮内府財政組織の基本的部分について整理しておきたい。(表—1) はヘンリ8世時代の宮内府の財政組織の概略である。宮内府は構造的にいうと、もともと2つの部分、すなわち Household (Downstairs, domus providencie) と Chamber (Upstairs,

domus magnificencie) からなっていた¹⁾。まず前者は執事長官 (the Lord Steward) の管轄下において、宮内府全体の生活物資の調達をまず第1の職務としていた。この国王家政部は、調理部 (kitchen) やパン製造部 (bakehouse) など7つの部署に分れて

表1 ヘンリ8世治世の宮内府財政組織の概略

Chamber	Privy Chamber
<ul style="list-style-type: none"> the Treasurer 	<ul style="list-style-type: none"> the Groom of the Stool the privy purse the king's Coffers
Household	
<ul style="list-style-type: none"> the Counting House the Lord Steward, the Treasurer, the Comptroller, the Cofferer, clerks 	

おり、これら各部署の運営を統括していたのが会計局 (the Counting House) であった²⁾。この会計局は宮内府家政部の経理を実際に運営していた家政部金庫役 (the Cofferer of Household)³⁾と数名の書記官たち、ならびにかれらより上位に位置した執事長官、家政部財務官 (the Treasurer) と家政部監査官 (Comptroller) から構成され⁴⁾、宮内府全体の経理部門を担当していた。このように宮内府家政部は、王室家政経済の運営の中心として機能していたのである。これに対して Chamber は侍従長官 (Lord Chamberlain) の統制下において、もともと国王の私室・寝室として機能していた。ところがチェムバーは次第に公式儀礼の場として公的な性格を強めていき、宮廷社会の中心として機能するようになっていく。そのためテューダー期に入ってチェムバーの構造に大きな変化が生じ、1526年のエルタムの布告⁵⁾によって、チェムバーの機能が正式に分化されることになった⁶⁾。すなわち、いわゆるチェムバーが公式儀礼の場として公的な性格を強めたのに対して、国王の私生活の場としての機能は新たに設置されたプリヴィ・チェムバー (Privy Chamber) の管轄下に入ったのである⁷⁾。このチェムバーで会計部門を担当していたのは、チェムバー財務官 (the treasurer of Chamber) であった。とはいうものの、家政部会計局の財務官たちが宮内府全体の経理を扱っており、公的な性格が強かったのに対して、チェムバー財務官は、もともと国王の寝室に置かれた国王の私的の金庫の管理を担当しており、国王の個人的なサーバントとしての性格が強かった。たとえばかれは国王の口頭命令に基づいてチェムバー金庫のお金の受領・支払いを行なって

おり、かれが扱った経費も国王の個人的な経費がほとんどであった。また彼らの帳簿も国王が個人的に監査を行っていた⁸⁾。つまりかれの会計業務は財務府にくらべて迅速性・簡略性・融通性をその特徴としており、のみならず財務府の軛からも全く自由であったわけだが、ともあれ、かれがこのように国王の個人的なサーバントである限り、これらの点は国政上そう大きな問題とはならなかった。一方、プリヴィー・チェムバーで会計業務に関わっていたのは、同局の実質的な責任者であった宮内次官補 (the Groom of the Stool)⁹⁾であったが、かれが会計業務に関わるようになるのは、チェムバー財務行政の発展と密接に関わっていた。ヘンリ7世治世晩年からヘンリ8世治世初期にかけてチェムバー財務行政は急速に発展し、ついに財務府に代わって国家財政運営のイニシアティブを獲得するにいたる。そのためチェムバー財務官は次第に国王の内帑金の保管者としての本来の業務を果たせなくなっていく。加えてかれがこのころからウエストミンスターに留まって業務を行なうようになったことが、その動きをさらに加速した。なぜなら周知のように、当時の国王は宮廷とともに王国内各地を御幸していたため、かれがそうした職務を遂行することが立地的にも不可能になったからである。そのためにヘンリ7世治世晩年頃から、宮内次官補がチェムバー財務官からその職務を引き継いでいった。彼は常に国王の側にあって、国王の身の回りの世話をしていたことから、最もその職務に適していたといえる。このように、チェムバー財務官と宮内次官補が宮内府内で会計業務に関わるようになるのは、国王の最も身近に侍す彼の個人的なサーバントであったという点において全くその契機を同じくしていた。また以下で具体的に検討するように、両者が国王の内帑金の保管者の域を越えて国家財政に深く介入するようになるのも、まさに国王がその性格を最大限に活用したことによるものであったのである。

註 1) 宮内府の構造に関する内部規定は早くも1130年代に作成されたとされる the *Constitutio Domus Regis*, printed in *Dialogus de Scaccario and Constitutio Domus Regis*, ed & trans. C. Johnson, (Edinburgh, 1950) に見られる。しかしこのような宮内府の二重構造が制度的に完備されるのは、エドワード4世治世の1470年代に作成されたとされる宮廷黒本 (the *Black Book of the Household* (以下 *Black Book* 略記)) においてであると考えられている。同史料ならびに

その性格については、以下を参照。Myers, A. R., (ed), *The Household of Edward IV: the Black Book and the Ordinance of 1478* (Manchester, 1959).

- 2) 会計局の権限については、Black Book, § 76, 77, 78 (Myers, *op. cit.*, pp.156~165).
- 3) *Ibid.*, § 73 (pp. 150~152).
- 4) *Ibid.*, § 68, 69, 70, 71, 72 (pp. 142~150).
- 5) エルタムの布告については、*A Collection of Ordinances and Regulations for the Government of the Royal Household* (以下 *H. O.* 略記)、(*Society of Antiquaries of London*, 1790) pp.135-207. に収録された同布告を用いることにする。この史料の性格については、Elton, *T. R. G.*, p.375,n.4. を参照。
- 6) プリヴィ・チェムバーの具体的検討は後述するとして、同布告の条項のうち、チェムバーに関するものが第46~51条に対し、プリヴィ・チェムバーに関するものが第55~73条と全条項の4分1を占めている。ここからも、この時の宮内府の改革における同局の役割の重要性がうかがえる。
- 7) プリヴィ・チェムバーの研究は最近はじまったばかりであり、スターキーの研究を中心としてこの時期の同局の姿が徐々に明らかになりつつある。Starkey, D. *The King's Privy Chamber* (以下 *P. C.* 略記), 1485-1547' (unpublished Cambridge Ph.D.thesis,1973); Do, *Representation through Intimacy* (以下 *R. I.* 略記)', Lewis. I., ed, *Symbol and Sentiments* (London,1977); Do, *Court and Government* (以下 *C. G.* 略記)', in R. R., Chapter 2; Do, *Intimacy and Innovation: the rise of the Privy Chamber* (以下 *I. I.* 略記), 1485-1547', in Starkey, et al., *The English Court*, (London,1987); Hoak, D., *The King's Privy Chamber, 1547-1553'*, in Guth, D. J., et al., *Tudor Rule and Revolution* (Cambridge,1982).
- 8) チェムバー財務官のこのような性格については、以下を参照。Elton, T. R. G., pp.25-28; Richardson, W. C., *Tudor Chamber Administration* (以下 *T. C. A.* 略記), 1485-1547 (Baton Rouge, 1952), pp. 81、131、215、230; Newton, A.P., *The King's Chamber under the Early Tudors'*, *English Historical Review*, vol. XXXII, (1917), pp.362-3,368.
- 9) the Groom of the Stool は、もともとチェムバー内の下級宮内官 (groom) にすぎず、かれの職務は、主に国王の用便の世話・便器 (Stool) の管理であった。また同官職保有者の社会的出自もヨーマンかせいぜい下層ジェントリの出身にとどまった (Myers, *op. cit.*, p.121; Starkey, *P. C.* pp.24-28, 252-3; Do. *C. G.*, pp.32; Do, *I. I.*, p.78.)。しかし1526年のエルタムの布告で同職がプリヴィ・チェムバーの実質的な責任者と規定されると同時に、その重要性もいっきに高まり、同職は当時名門と目された上層ジェントリによって占められるようになる。こうしてチャールズ1世治世までに同職は宮内府階上部 (Upstairs of Household) において宮内長官・宮内次官に次ぐ高級官職となる (Aylmer, G. E., *King's*

Servant, (New York, 1961), p.206.)。そこで以下、便宜上、同職を宮内次官補と訳しておく。

Ⅲ チェムバー財務行政の展開過程

(1) チェムバー財政収入・支出規模

チェムバー財務官のもとへ、どれ程の金額が払い込まれ、またかれが支出したのかについては、すでにいくつかの研究によって、およその動向が明らかになっているので、ここでは極力その事実確認にとどめることにする。

まずヘンリ7世治世におけるチェムバーの収入額を示したのが、(表-2)である。¹⁾それを見てまず注目されるのは、このわずか10年たらずの間に収入規模が約6倍の増加を示し、チェムバーは国家財政収入の5分の4を占めるにいたったこともさることながら、その間に王領地収入も着実に増加していることであろう。²⁾その理由として、私権剥脱による所領没収、ヨーク家からの所領の継承、国王大権を強化し封建的付帯条件による収入を増加させるなどの政策に加えて、これまで財務府の管轄下にあった王領地についてもチェムバー財政の中に組み込まれていったことなどがあげられる。³⁾もちろん王領地収入の増加の試みは、それ以前の時代にも度々みられたことであったが、殆どすべての王領地の経営が財務府を介さずにチェムバー財務行政の中に組み込まれ、しかも財務府のよ

うな割り符制度によるのではなく、現金収入が直接に国王のもとへ入ってくるようなシステムが形成されたという点において、画期的なことであった。⁴⁾

一方、国家財政収入がこのようにチェムバーの収

表2 ヘンリ7世治世のチェムバーの年平均収入
(単位：ポンド)

	総受領額	土地収入額
1487-89年	17,000	3,000
1492-95	27,000	11,000
1502-5	105,000	40,000

Wolffe, R. D., p. 204から作成。

入への依存度を高めるにしたがって、当然のことながら、国王からの支払い命令もチェムバーへと集中的に発せられるようになった。そのためにチェムバー

からの支払い額も増加し、その支払い項目も国王の私的経費から国家財政そのものに関わるものへと拡大していくのである（表—3）。⁵⁾

表3 チェムバーの年平均支出額（単位：ポンド）

1505-6	124,000	1512-13	270,000
1506-7	66,000	1513-14	700,000
1507-8	55,000	1514-15	156,000
1508-9	133,000	1515-16	74,000
1509-10	65,000	1516-17	106,000
1510-11	27,000	1517-18	72,000
1511-12	64,000	1518-19	51,000

Dietz, *op. cit.*, pp. 85, 90 より作成。

(2) チェムバーの王領地経営組織

前節では、王領地収入の管轄が財務府からチェムバーへ移ったことを契機としてチェムバーの収入・支出の規模が増大し、チェムバーが財務府に代わって国家財政運営のイニシアティブをとるようになったことを見てきた。しかし、中世以来のチェムバー財務行政の歴史を概観してみると、チェムバーが国家財政へ関わるようになるのは、なにもテューダー絶対王政期に限ったことではなかった⁶⁾。しかも、王領地収入の増加・回復の試みは、それまでにも度々行なわれてきたのである⁷⁾。とすると16世紀初頭のチェムバー財務行政の歴史的意義はどこにあったのかということになるが、それは以下の2点に集約できる。まず第1に、チェムバーの国家財政への関わり方が、これまでのように一時的あるいは非常時の措置ではなく、通常の状態に集約されていくことである。その最大の理由は、この時期に王領地経営組織が整備・拡大されたことにあるが、とくにチェムバーと地方の王領地を仲介する中間管理職が国王によって任命・派遣されたことが第2の特徴をなしている。これまでのテューダー前期チェムバー財務行政史研究は、チェムバーにおける会計業務の変化や、チェムバーの収支規模に議論が集中し、この中央と地方の結節点となっていた諸官職の果たした役割、またかれらの新たな設置が中央のチェムバー財務行政にどのような影響を与えたのかという点については、十分には論ぜられてこな

かったように思われる。そこで本節ではこの問題について少し触れてみたい。

この中央と地方を結ぶ主要な官職として新たに設置されたのが、調査官 (surveyor)、監査官 (auditor)、受領官 (receiver) であった⁸⁾。こうした官職はすでに、エドワード 4 世が王領地の管轄を財務府からチェムバーへ移管するのに合わせて、国王により設置されていたが⁹⁾、ヘンリ 8 世治世初期に発布された 1 連の議会制定法によりそれらが正式に認められることになった。この時まで、王領地は 'Spencer lands', 'Warwick land' のようにいくつかのユニットに区画整理され、それに基づいて調査官・監査官・受領官が派遣された¹⁰⁾。たとえばヘンリ 7 世治世に、J. Luthington は国王受領官に任命され 'Warwick lands', 'Spencer lands', 'Salisbury lands' 内の各所領からあがる収益 (all castle, monors, lordships, and possessions) の徴収に携わった。また R. Sheldon と J. Clerk が同地域の国王監査官として各所領のベイリフや Luthington らの会計報告書の監査を行なった。そして、J. Walsh が国王調査官として上記の受領官や監査官を監督し、各所領の運営の監視を行うといった具合であった¹¹⁾。この一連の措置は、王領地の経営を財務府から切り離して、国王が中央から派遣した国王直属の官職者に任せ、国王の統制・監督権限を強めるものであった。また各受領官たちがその収益を財務府を介すことなく、直接にチェムバー財務官に支払うようになったことが、チェムバーの現金収入の規模を飛躍的に増大させることになったことも容易に想像できる¹²⁾。

(3) 宮内府の会計監査制度の整備

こうした地方における王領地経営制度の整備は、同時に中央の組織も王領地経営全体を統括し、財務府の機能を十分に代替しうよう法的・制度的に整備していくことを必然化した。その際に第 1 の問題は、宮内府内部に総受領官、総監査官、総調査官職 (General Surveyor) を設置することであったが、総受領官についてはチェムバー財務官がそれを兼ねることが正式に認められ¹³⁾、一方、総調査官職は総監査官の業務も兼ねるかたちで設置され、事実上かれは王領地経営において最高の権限を付与されるにいたった¹⁴⁾。第 2 の問題は国王が常に王領地の経営ならびに財政状況を把握できるような会計監査制度を新たに確立することであった。チェムバーが国家財政に深く関わっていく以上、この措置は当然必要なものであったが、同時にヘンリ 7 世と違ってヘンリ 8 世が国

家財政運営に直接関わることを嫌ったことが、この自律的な会計監査制度設置の動きをさらに加速した。以下こうしてできあがった会計監査制度を簡単に示せばこうである。まず国王受領官は自分の担当所領からの収益の徴収を終えるとチェムバーへ赴き、総受領官でもあったチェムバー財務官へそれを支払った。その際にかれは支払いの証明として受領証 (bill) をチェムバー財務官から発行された¹⁵⁾。その後かれは国王監査官のもとに会計報告書や受領書を初めとする付属資料を提出し、会計監査を受ける。監査が終了すると会計監査官は、その会計報告書の摘要を作成したが、これが正規の会計報告書となった¹⁶⁾。かれは所定の期日に財務府ではなく総調査官のもとに赴き、総調査官の面前で会計報告の申告 (Declaration of account) を口頭で行い、監査終了後に会計報告書をかれらに提出して最終的な責任解除 (discharge) を受けたのである¹⁷⁾。総調査官はそれをここではじめて羊皮紙に記入しそれを正式な記録として財務府監査部へ提出する¹⁸⁾。そして財務府監査部で、パイプ・ロールへそれが記録されてすべての手続きは終了する。

ではこの宮内府内部の会計監査制度と従来の財務府監査部におけるそれとはどのような違いがあったのだろうか。まず何よりも、財務府のような複雑な手続きと比較すると、かなり簡略な手続き方法をとっていたことが注目される。すなわち、財務府の監査制度を複雑化させる大きな要因ともなっていた割り符 (tally) 制度を採用せず、また監査官が作成し提出した会計報告書の摘要が唯一の責任解除の記録であり、財務府のようにいくつもの記録集に記録されることもなかったのである。実際にそれがどこまで効率的に機能したのかといった問題は残るものの、少なくともその意図は法令に明記されているように「財務府よりも迅速かつ簡略に国王収入の納入・会計報告が行なわれる¹⁹⁾」ことを狙ったものであった。

当時この会計申告制度が政府の中で注目されていたことは、1519-20年にウルジが国家財政の建直しのために行なった行政改革の試みの中で、同制度を国家財政組織全体に適用すべきことを提言していることからわかる²⁰⁾。すなわち、その改革案によると、財務府大蔵卿 (the Lord Treasurer of the Exchequer)、ランカスター公領大法官ならびに総調査官は年に1度、国王ないしかれが任命した国王評議会のメンバーの前で会計申告を行なうことになっていた²¹⁾。また

チェムバー財務官については、さらに厳密で、毎月会計申告を国王ないしかれの代理人の前で行なうべきことが提案されていた²²⁾。チェムバーが国家財政のイニシアティブをとる以上、これは当然の措置であったといえるだろう。もっとも実際にチェムバー財務官が総調査官へ会計申告を行なった事実は、いまのところ1528年以降にしか確認できない²³⁾。しかし、ウルジーの時代からすでに、チェムバーを始め主要財政部局において、官僚制度の特徴の1つである文書行政の整備、それにとまなう部局の権限の明確化の動きが見られたことは十分に確認できる。この国王ないし国王評議会議員たちへの会計申告義務はその後クロムエルの財政改革期に新たに設置される増加収入裁判所や後見裁判所などにも課され、さらには1554年の財政改革で再び国家財政運営のイニシアティブをとることになる財務府の会計監査制度にも大きな影響を与えることになるのである²⁴⁾。

(4) チェムバー組織の公式化の過程

エドワード4世やヘンリ7世が絶対王政確立の財政的基盤としてチェムバー財務官を用いた理由、ないしはチェムバーが国家財政に関わる契機となったのが、その非公式性や融通性にあったことは疑いない。しかし、ヘロンがチェムバー財務官(在職; 1492~1521年)に就任し、国家財政のイニシアティブをとるようになる1510年代以降に、チェムバーは急速にその公式性を強めていった。たとえば、チェムバー財務官による支払いは当初、国王の口頭命令に基づく非公式な手続きによる場合が多かったのに対して、このころから国王の御璽令状(the Signet Warrant)による支払いが一般的となり、正式な支払い手続きをとるようになった²⁵⁾。またその公式化の過程は、すでに検討してきた中央・地方での王領地経営組織の整備の過程からもある程度まで説明可能だし、さらにそうした方策が従来のように国王の個人的な認可によるのではなく、議会制定法によって認可され明確な法的地位を確立していったことから明らかである²⁶⁾。

したがって、かつてエルトンが論じたように、財務府や宮内府外の新財政部局を非個人的・規則的・官僚性的であるのに対してチェムバーが個人的・非公式・融通性を持っていたというような二元論的・理念的解釈は、実際の財政業務の過程に照らして事実とそぐわないことになろう。またチェムバーの官僚制化ないし部局化についても、エルトンがいうように1530年代に入ってから革命

的に起こった現象ではなく、チェムバーが国家財政に深く関わる16世紀初頭からすでにかなり認められる現象であり、それがその時期にさらに加速したものと捉えておきたい。そしてこのようにチェムバーが公式化し、従来の性格を失っていったからこそ、プリヴィ・チェムバーにその機能が次第に移され、そこに同局が国家財政へ深く関与する契機が生まれたともいえるのである。

- 註 1) チェムバーの収入額については、以下を参照。Elton, *T. R. G.*, p.27; Richardson, *op. cit.*, 118, 123, 163; Wolffe, B.P., *Crown Lands 1461-1536* (以下 *C. L.* 略記), (London, 1970), pp. 42, 56, 69; Do. *The Royal Demesne in English History* (以下 *R. D.* 略記), (London, 1971), Ch. 7; Dietz, F. C., *English Government Finance 1485-1558*, (Urbama, 1964 (1921)), pp. 82-4. チェムバーの収入項目については Richardson, *op. cit.*, pp. 127, 230, 466-83; Newton, *op. cit.*, p.363.
- 2) 1502-5年のチェムバーの年平均収入、約105,000ポンドのうち、土地収入が40,286ポンドを占めており、同時期の財務府の関税収入の年平均収入額40,132ポンドに肩を並べるまでに復帰したことが注目される。そして以後、両者が国家財政の経常収入を支える2大収入源となるのである。Wolffe, *R. D.*, pp. 217-9. 拙稿「テューダー期1558年関税改革とその政策的意図」『史学研究』172号、1986年。
- 3) Wolffe, *C. L.*, pp. 41, 46-48, 54, 58, 72; Do, *R. D.*, pp. 197-212; Richardson, *op. cit.*, pp. 63, 127; Dietz, *op. cit.*, p.67.
- 4) たとえば、1502-5年のチェムバーの年平均収入約10,5000ポンドのうち少なくとも約90,000ポンドが現金収入であった。Wolffe, *R. D.*, p. 218.
- 5) チェムバーの支払い項目が増加し、国家財政に深く介入していく点については以下を参照。Richardson, *op. cit.*, pp. 130-1, 162-4, 219-33; Newton, *op. cit.*, 364-8.
- 6) たとえば、チェムバーは早くもヘンリ2世時代に、第二の国庫として用いられており、以後エドワード2・3世によっても用いられたが、いずれも一時的なものにとどまっている。Richardson, *op. cit.*, pp. 80-3.
- 7) 15世紀半ば以降の王領地回収法の制定の経緯については、Wolffe, *R. D.*, pp. 124ff.
- 8) 受領官・監査官・調査官の性格については、以下を参照。Elton, *T. R. G.*, pp. 24-7, 45-52, 166-7; Richardson, *op. cit.*, pp. 187-9, 253-4, 378-411; Wolffe, *C. L.*, pp. 42, 47, 54-8, 70-4
- 9) はやくもエドワード4世は、王領地収入を扱う受領官・調査官・監査官を100名近く任命・派遣したといわれる。Wolffe, *C. L.*, p. 54.
- 10) Richardson, *op. cit.*, pp. 399-400. Wolffe, *C. L.*, p. 56.

- 11) Campbell. W., ed., *Materials for a History of the Reign of Henry VII*, 2 vols, (London, 1873-77), vol. 1, pp. 331, 366, 415-6, 514.
- 12) 1Henry VIII, c. 3; 4HenryVIII, c. 17, §2. 以下、議會制定法については、断らない限り、史料としては *Statute of Realm* 収録のものを用いることにする。
- 13) チェムバー財務官も財務府ではなく、総調査官に会計報告を行なうことになった。6Henry VIII, c. 24, §19.
- 14) 3Henry VIII, c. 23, §1, 2, 3; 6Henry VIII, c. 24,§13; 7Henry VIII, c. 7,§17.
- 15) 1Henry VIII, c. 3,§2; 3Henry VIII, c. 23,§9; 7Henry VIII, c. 7, §25.
- 16) 6Henry VIII, c. 24, §17, 18; 7Henry VIII, c. 7, §1, 21, 22, 23.
- 17) 3Henry VIII, c. 3, §6, 9, 13; 6 Henry VIII, c. 24, §1, 4; 7Henry VIII, c. 7, §17.
- 18) 3Henry VIII, c. 23, §1; 6Henry VIII, c. 24, §1; 7Henry VIII,c.7, §1.
- 19) 6Henry VIII, c. 24, §9; 7Henry VIII, c. 7 §6, 20.
- 20) British Museum, Cottonian MSS, Titus Bi, fos. 180-192; cf. Brewer, J.S., et al, *Letters and Papers* (以下 *L. P.* 略記), *Foreign and Domestic, of the Reign of Henry VIII*, (1862-1929), vol. III, no. 576.
- 21) BM Cott. MS Titus B. i, fols. 189, 190, item 13, 16, 17.
- 22) Heron should '.... monthly declare in his graces owne presence aswell the specialties of his receipts as of his payments.' in *ibid*, fol. 189. item 11.
- 23) Richardson, *op. cit.*, p.236-7. 事実、ウルジが1529年に失脚して以後、チェムバー財務官の帳簿の監査は十分に行なわれなくなった。そのため1534年に当時チェムバー財務官であったテューク (Tuke, B.) はクロムエルに送付したいいくつかの書簡の中で、会計監査の再度の徹底、かれの業務のさらなる公式化を強く求めている。たとえば、かれはクロムエルに対してかつてウルジが提言したような総調査官による '.... monethly peruse examyn and viewe my said bokes....' を求めた。また支払い手続きについても、かつてのように国王の口頭によるのではなく、経常支出については、'an ordinary warrant' 非経常支出については 'special warrant' の発行を求めている (in BM Cott. MS Titus B. iv, fols117-8.)。なおこのマニュスクリプトの分析に際しては、エルトンも部分的にそれを引用しているので、これも参考にした (Elton, *T. R. G.*, pp.177-9)。
- 24) Richardson, *op. cit.*, pp. 411-2; George, M. D., 'Notes on the Origin of the Declared Account', *English Historical Review.*, vol. XXXI, (1916), pp. 41-58.
- 25) Richardson, *op. cit.*, pp. 230-3; Alsop, J. D., 'The Exchequer in Late Medieval Government, c. 1485-1530', J. G. Rowe, ed., *Aspects of Late Medieval Government and Society* (Tronto,1986), p. 157.
- 26) これまでの規定はすべて次の議會開会までの時限立法であったが、27Henry VIII, c. 62 によってこの総調査官制度に関わる規定は、永続的に効力を持つこと

になった。

Ⅳ プリヴィ・チェムバーの成立と展開

プリヴィ・チェムバーが、従来チェムバーで行なわれていた国王の身の回りの世話を引き継ぐ形で成立したことはすでに述べた。しかし、その成立の時期については、ヘンリ7世治世晩年の1490年代に初めてプリヴィ・チェムバー専属の職員に関する記述が現われ、その責任者として宮内次官補の名前が見られることから、ほぼこの時期のことであろうということ以外にはよくわかっていない¹⁾。しかし、その後の同局の発展ぶりについては、1526年に出されたエルタムの布告に見られる同局のメンバー構成からも十分に読み取れる(表-4)。それによるとエクセター侯爵がメンバーに加わっていることもさることながら、同局の近侍(Gentleman of Privy Chamber)に任命された人物は、いずれも上層ジェントリであるとか国王の寵臣であった。ヘンリ7世治世には宮内次官補と数名の宮内官とから構成されたに過ぎなかったことを思えば、その充実ぶり、宮廷内における同局官職の重要性の高まりがわかっていうものである。

表4 プリヴィ・チェムバーの組織表(1526年)

Total : 15名

the Marquess of Excetre

6 gentlemen: W. Tiler, T. Cheyney, A. Brown,
J. Russel, Mr. Norris *, Mr. Cary

2 gentlemen ushers: W. Ratcliff, A. Knichtg

4 grooms: W. Brereton, W. Welsh, J. Cary, H. Brereton

king's barber: Penne

king's page: young Weston

(1) *H.O.*, pp. 154-5より作成。

(2) *は宮内次官補であったことを示す。

ところで同局の近侍の1人でもあった宮内次官補は、プリヴィ・チェムバーの責任者として同局の会計業務に関わっていたが、かれが主に扱っていたのは国王内帑金 (Privy Purse) と国王金庫 (King's Coffer) であった。それを時代的にみると、宮内次官補はヘンリ8世治世前期には国王内帑金、そして後期には国王金庫の運用を梃子として王室家政のみならず、国家財政運営にも深く関わっていくことになる。そこで以下、かれが両者をどのように運用していたのかを検討しながら、このように設置されて日が浅く、しかも当初は王室家政に関わる部局にすぎなかったプリヴィ・チェムバーがなぜ急速に国家財政運営に関わるようになったのか、その歴史的意味について考えてみたい。

(1) 国王内帑金

① 第1段階

ヘンリ7世治世晩年にプリヴィ・チェムバーが設置された時、宮内次官補職にあったのはデニス (Denys, H.) であった。しかし、この時かれが扱っていた国王内帑金に関する史料は殆ど残っていないために、その正確な中身について知ることはできない。もっともそれが全く不可能というわけでもなく、たとえばチェムバーの支払い記録が間接的な情報を与えてくれる。というのも、プリヴィ・チェムバーの運営資金が、当初はすべてチェムバーからの資金提供に依存しており、チェムバーから同局へ支払われた金額のうちのいくらかについては、その支払い理由が示されているからである。デニスが在職中にチェムバー財務官から受領した額は総額にして約2,400ポンド、年平均で約220ポンドであった。またそれを支払い項目ごとにみると全部で約300項目にのぼる。スターキーはそのうち支払い理由が確認できる113項目、総額417ポンドの性格について分析している²⁾。それによると、当時デニスが国王内帑金から支払っていたものが、国王の施し (alms) や報酬 (rewards)、国王のギャンブルの負債の返済、国王の衣服や家具調度品の代金で占められていた。つまりかれが扱っていたのは、国王の日常生活に関わる経費であったということであり、これらの経費は明らかにもともとチェムバーが扱っていたものであった³⁾。したがって、この時期に国王個人に関わる経費の1部がチェムバーからプリヴィ・チェムバーへと移されていったことを、この事実は示している。このように国王の個人的な経費がプリヴィ・チェムバーによって扱われるようになった背景については、比較的

容易に説明できる。すなわち1つには、すでに触れたようにチェムバー財務官が国家財政の運営に深く関わり業務量が急増してくると、これまでのように国王内帑金の経理・保管という従来の職務が遂行できなくなったことによるものであった。第2の理由としては、チェムバー財務官が業務効率の問題から次第にウエストミンスターに留まって業務を行なうようになったことがあげられる。当時の宮廷は常に国内を移動していたことからして、それはより決定的な意味を持っていた。では、宮内府内部でかれの業務を代行できる人物はというと、国王に常に付き従い、身の回りの世話をしていた宮内次官補よりも適した人物は考えられなかったわけである。もちろん宮内次官補が扱っていたのは年平均にして220ポンドたらずであり、同じ時期に年平均にして約100,000ポンドを扱っていたチェムバー財務官とは、支払い額の点では全く比較にならない。むしろ注目しておきたいのは、プリヴィ・チェムバーの財務行政は、すでにヘンリ7世治世末期からチェムバーの財務行政を切り崩す形で成長していったことである。すなわち、チェムバーが財務府から国家財政運営のイニシアティヴを奪いつつあったのとちょうど同じ時期に、宮内府内部においてはチェムバーも国王の個人的な経費、いってみればチェムバー財務行政の本質的部分をプリヴィ・チェムバーによって奪われつつあったのである。事実、ヘンリ8世治世に入って、デニスにかわってコムプトン (Compton, W) が宮内次官補に就任すると、それを基盤としてかれの業務量は飛躍的に増大し、チェムバーからの自立化傾向をも強めていった。この時期になると、チェムバーの支払い項目からはさらに建築費・国王の負債の返済・宝石の購入代金が消えており、おそらくその多くがプリヴィ・チェムバーに移ったものと考えられる⁴⁾。その詳細についてはここでもよくわかっていないが、たとえば、1514～9年にかけてコムプトンがチェムバーから受領した金額は年平均にして8,750ポンド、多い年には18,000～20,000ポンドの金額を受領するほどに急増していたことが、その間の事情を説明してくれるだろう⁵⁾。

このようなプリヴィ・チェムバーの財政規模の拡大は、一方で、国王の個人的経費の増加、奢侈傾向を示すものでもあった。したがって、先にふれたウルジによる1518～9年の行政改革の意図が、まずこうした国王の個人的経費の増加傾向に歯止めをかけるところにあったことは、すでにいくつかの研究で指摘さ

れてきたとおりである⁶⁾。この改革の中でプリヴィ・チェムバーにかかわるものとしては、チェムバーからプリヴィ・チェムバーへの資金供給は、毎年10,000ポンドに限られ⁷⁾、宮内次官補は国王に対して毎月会計報告を行なうことを義務付けられている点である⁸⁾。しかし、このような措置の背後には、ウルジの極めて強い政治的な配慮が働いていたことも見逃してはならない。宮内次官補が財政権限を拡大していったことで、宮廷内におけるかれの地位は急速に高まり、宮廷内階層秩序に少なからぬ変化とそれにとまなう衝撃を与えたはずである。また国王の寵臣でもあったコムプトンが宮内次官補職の利点を最大限に活かして、かれの宮廷内における政治的影響力を拡大しようと試みたとも考えられる⁹⁾。そうであってみれば、そのころ宮廷を牛耳っていたウルジが、コムプトンが将来的にかれの最大の政治的ライヴァルになる危険性を見て取ったとしても何ら不思議ではない。その意味からすると、プリヴィ・チェムバーの活動資金を10,000ポンドにおさえたことは、ウルジのコムプトンに対する攻撃が一定の成果を収めたともいえる。しかし、そのウルジにしても、プリヴィ・チェムバーの活動を決定的に封じ込めることはできず、逆に同局がすでに宮内府内部で確固たる地位を築いたことを認めないわけにはいかなかった。むしろ、それまでは、あくまでも国王の非公式な財務官であった宮内次官補と国王内帑金の存在が、このように正式に認められたことによって、プリヴィ・チェムバーの財務行政における国王内帑金の役割がさらに重要性を増していく余地を与えられることになったのである。

② 第2段階

1526年1月にコムプトンに代わってノリス (Norris, H.) が宮内次官補に就任する¹⁰⁾。そしてかれの時代に、プリヴィ・チェムバーの財務行政における国王内帑金の重要性が最も高まることになる。幸いなことにノリスの作成した支払い報告書については部分的に現存しており、1529年11月から1532年12月までの支払い項目とその額が月毎にまとめられている。そして各月の支払い総計が出されたあとに、国王自身の署名がなされていることから、ノリスが毎月支払い報告を国王の前で行なっていたことがわかる¹¹⁾。

さて、この3年2ヵ月の間にノリスの支払いは総額にして53,488ポンド、年平均にして16,890ポンドと、かつてウルジが設定した10,000ポンドという支払

い額の上限をかなり上回る形で増加したことが目にとまる。スターキーと筆者の数値には多少の誤差は認められるものの、概算値としてはほぼ一致しているので、支払い総額をかれに従って、3つのグループに分類してその特徴を検討してみることにしよう¹²⁾。まず第1グループは第1段階ですでに扱われていた国王家政に関わる経費で約30,100ポンド（全体の56%）に増加していることが注目される。中でも突出したかっこうになっていたのが宝石類購入費で11,300ポンドに達した。以下、建築費の4,900ポンドと国王ヘンリ8世がギャンブルで擦ったお金の返済費3,200ポンドが続いた。第2グループはおそらく1528年12月31日から、ノリスによって初めて支払いが行なわれるようになったと考えられている国王の個人的なお抱えの職員（falconers, huntsmen, musicians, fool, etc.）への賃金の支払いであり、5,000ポンド（全体の9%）近くを数えた。これは、宮内次官補がチェムバー財務官に代わって国王の家政費の支払い官としての性格をより強めていったことを示している。しかしより注目されるのは国政に関わる経費からなる第3グループである。金額的には16,800ポンドで全体の31%とさほど多くはないが、むしろ問題はその経費の性格であり、このように国王内帑金が国政に深く関わるのはこの時期に限られていたという点でも少し深く掘り下げてみる必要のある経費なのである。対外的な経費として主なものはまず1530年12月16日に、カレーの砦の維持費として1333ポンドが支払われている¹³⁾。次に1532年12月5日にベネット（doctor Benet）ら使節団のローマ教皇庁への渡航費として700ポンドが支払われている¹⁴⁾。この使節団は国王ヘンリが離婚の認可を受けるためにローマ教皇のもとへ派遣した最後の使節団であった点で注目される。一方、対内的な経費としてまず注目されるのは、1531年3月にウルジの逮捕に関わる経費として41ポンドが支払われていることであろう¹⁵⁾。額としては少ないものの、これは国家の最高機密に属するものであったことはいまでもない。またこの時期宮内次官補は宮内府内部の各財務官への資金提供さえも行なうようになっており、チェムバー財務官に6,143ポンド¹⁶⁾、家政部金庫役に4,000ポンド¹⁷⁾、さらにホワイトホール宮殿の国王金庫管理官のアルバード（T. Alvard）に4,045ポンドの余剰金の支払さえも行っている¹⁸⁾。これほどの国王内帑金の資金の充実ぶりもかつては見られなかったことである。

ではこのような宮内次官補の財務行政の拡大をどのように理解すればよいの

だろうか。まず支払い項目の中に新たに第2、第3グループが加わったことについては、かつて第1グループがそうであったように、チェムバーの支払い項目からプリヴィ・チェムバーの方へ組み込まれたことによるものであった。これはヘンリ7世時代のチェムバーの支払い項目がこの時期にチェムバーとプリヴィ・チェムバーに分けられたことを意味しており、しかもそこには一定の法則性が見いだせるのである。この時期のチェムバーの支払いは多くが国政に関わる経常的な経費であり、中でも各種の役人の俸給、ステレオタイプ化した報酬・施し・新年の贈り物・海外派遣大使の食費、さらに国土防衛に関わる経常的経費がその半分以上を占めていた¹⁹⁾。一方プリヴィ・チェムバーでは主に非経常的な経費が扱われており、その中には国王の個人的経費のみならず、新たに機密性が高く緊急を要するような国政費が含まれていた。とすれば第2の問題として、なぜ国政に関わる経費に関してチェムバーが経常的経費を扱い、プリヴィ・チェムバーが非経常的経費を扱うようになったのが明らかにされねばなるまい。この点については、スターキーが両者の業務方法の相違に注目して次のような興味深い指摘を行なっている²⁰⁾。すなわちすでにふれたようにチェムバーは、国家財政に深く介入し経常支出を扱うようになると次第にその業務が官僚制的な性格を帯びて公式化し、かつてのような非公式性、迅速性、融通性を失っていった。そこでチェムバーが失った機能を補填するものとして、宮内府内の国王私室であったプリヴィ・チェムバーが注目されるようになったというわけである。同局の宮内次官補は国王にのみ責任を負っており、各種の支払いについてもチェムバーのように正規の支払い令状によらず国王の口頭命令によって行なうことも可能であったことから、まさにその職務にうってつけの部局であったのである。そして最後に残った問題は、そもそもなぜ1529年11月から1532年12月までの間にかけて、一時的にであれ国王内帑金を通じて宮内次官補が国政に深く関与することになったのかという点に関するものである。そこには当時の宮廷内部の政治状況が深く関わっていた。その際まず、この時期はウルジが政治的に失脚した1529年10月からクロムエルが台頭してくる1533年に挟まれたいわば政治的な空白期にあたっており、しかも国家財政の状態もかなり逼迫していたことが考慮されねばならない。つまりこの時期は、国王ヘンリが政治的・財政的な危機を乗り切るために自ら国政に深く関与することを余

儀なくされた時期なのである。そこでかれは国政の運営に際して、ウルジから財政運営の主導権を取り戻すとともに、かれの手足となって思うがままに働き、しかも最も信頼の置ける人物として宮内次官補のノリスを用いたわけである。国王ヘンリがこのように自ら国家財政運営に深く関わるのは、かれの全治世の中でもこの時期に限られていた。その徹底ぶりは、かれがこのノリスの会計報告書を月毎に監査し署名を行なっていることから窺える。このような国王と宮内次官補の親密な関係は、かつてチェムバーが国家財政に関わる契機ともなったヘンリ7世とチェムバー財務官ヘロンとの関係そのものであった。つまりチェムバーが官僚制的な性格を強めていく中で、かつての非公式な業務方法は失われてしまったのではなく、国王内帑金や国王金庫の運営を通じて、プリーヴィ・チェムバーに受け継がれていったのである。

③ 第3段階

宮内次官補が国王内帑金をもって国家財政運営に深く関わることができたのは、何よりも国王自身が財政運営の主導権を握り直接それに携わったことによるものであった。しかしそれは、1533年以降に国王が第一線を退き、クロムエルにそれを全面的に任せたとき、国王内帑金と国家財政の関わりが終焉を迎えることの裏返しでもあった。クロムエルが政治的・財政的主導権を握ろうとした場合、まず国王との親密性、そしてそれを梃子としてハイ・ポリシイに深く関わっていた宮内次官補ノリスに対する攻撃として現われたのは当然のことであった²¹⁾。そこでかれはハイ・ポリシイに関わる非経常的経費をノリスから奪いさった。そしてかれの政治資金を増加させるために、国王内帑金の収入源を次々に奪い、かれ自身の金庫に編入してしまうのである。次節でもふれるように、特に決定的だったのは、国王内帑金の主要資金源でもあった国王金庫の資金の流れを、かれ自身の金庫に直接に結びつけ国王内帑金の財政的自立性を奪ったことであった。こうして第3段階に入ると、宮内次官補はあとに残された第1・2グループからなる国王家政費を扱う宮内府の1部局へと復帰していくことになる。しかしこれをもって宮内次官補と国家財政の関わりが全く終わってしまうわけではなかった。というのも宮内次官補はかれが管理していた国王金庫の運用を通じて、これ以降むしろより深く国家財政運営に関わるようになり、また政府の側もそれをうまく用いることで、1530年代末から40年代にかけての財

政危機の克服を計ろうとするからである。

(2) 国王金庫について

国王金庫 (King's Coffer) とは、一連の国王の宮殿内に配置された国王の個人的な、したがって非公式な金庫のことであり、その中には現金などの貴重品が保管されていた。テューダー前期にそれを管理していたのは国王自身が行なう場合を除くと、主に国王の信頼の厚い宮内次官補を始めとするプリヴィ・チェムバーの職員たちであった。しかしこの時期の国王金庫の研究は始まったばかりであり、まだ十分にその全容が明らかにされているわけではない。このように研究が立ち遅れてきた理由の1つは、それについて語ってくれる史料が決定的に不足しているということである。特に問題は最も規模が大きかったと考えられる国王自身が管理する金庫はその性格上史料として残りにくく、そのためにかれが他の人間にその管理を任せるときにその報告書の形で残っている断片的な史料から遠巻きに類推するしかないという点である。このように慎重な検討を要する国王金庫の問題を本章で論じきることは至難の業といわざるをえない。そこでその具体的な検討は別稿に譲り、ここではとくに本稿の課題である国王金庫の運営を梃子としてプリヴィ・チェムバーが国家財政運営に関わっていく点に話を限定して、全体を概観するにとどめたい²²⁾。

国王金庫の存在は少なくとも15世紀にはチェムバー内部に確認できる²³⁾。当初この国王金庫は主に戦争などの非常時の支出に備えるための貯蔵金庫であり、war-chestとしての性格が強かった。このような国王金庫の性格はヘンリ8世治世初期まで変わることはなく、国王金庫とプリヴィ・チェムバーとの間にも特別な関係は認められない。というのもこの時期のヘンリの主要国王金庫はカレーにあり、当時フランス側から支払われていた1年に数万ポンドに達する年金収入を主な財源とし、カレー城塞防衛の準備金庫として用いられていたからである²⁴⁾。

ところがウルジの失脚直後から国王金庫の性格に大きな変化が生じ、国政にも深く関与するようになる。ヘンリのウルジに対する攻撃は、かれの政治生命を絶つことにとどまらず、かれの所有したホワイトホールならびに同宮殿内の財産をも没収してしまうほど激しいものであった。ヘンリはホワイトホールの管理をウルジ時代に引き続いてアルヴァード (Alvard, T.) に任せたが、かれ

の管理した同宮殿内の国王金庫は、その莫大な財産に加えてフランスから支払われた年金も保管されるようになったことで、いくつかの国王金庫の中でも一機に主要金庫としての地位を占めるにいたった。幸いなことにかれが作成した会計報告書のうち1529年10月9日から1531年4月21日にかけてのものが残っており、かれの貯蔵金の運用について興味深い事実を示してくれている。かれはこの時34,000ポンドを受領したが、そのうちの18,000ポンドを国王の指示に基づいて国王自身や他の人々へ支払っている²⁵⁾。このうち少なくとも1,000ポンドおそらくそれ以上の額が、ノリスへ支払われたと考えられている。しかもすでにふれたように、この時期に国王内帑金の支払い規模が激増し国政にも関与していたこと、またチェムバーからの資金提供も1,000ポンドの資金提供を受けた1529年6月以降には行なわれなくなったことなどの事実が²⁶⁾、この史料の重要性をさらに高めている。すなわちこの時期の国王内帑金を通じてのノリスの財務行政は、チェムバーに代えてその財源の多くをアルバードの国王金庫やおそらく他の国王金庫からの資金提供に依存しながら行なわれていたということである。また同時に、すでに検討したようにノリスの国王内帑金の側からアルバードの国王金庫の側へ余剰金の支払いも行なわれていた。スターキーの言葉をかりれば、いわば両者の関係は *current account* と *deposit account* の関係にあったと言えるだろう²⁷⁾。このように1529年から1532年にかけて、国王内帑金と国王金庫がブリヴィ・チェムバーを介して統合され、国王ヘンリはこの組織を通じて財政的危機を乗り切ろうとしたのである。しかし、この点をあまり強調しすぎると、この時期の国家財政の状態を見誤ってしまう恐れがある。というのもこうだ。1529年以前には経常支出はチェムバーの収入に基づいており、国王金庫の貯蔵金は戦費などの非経常支出に限られていた。しかし、1529年以降、経常費の増大にともない、それをチェムバーの収入だけでは賄えなくなったため、国王は国王金庫の余剰金に手を出すことを余儀なくされた。こうして国王金庫は国家財政運営の中心に据えられることになったが、あくまでもその資金はフランス年金やウルジからの没収財産といった1度限りのものであった。国家財政運営にとって、これほど不健全で危険な状況はないだろう。

このような財政的な危機状態も、クロムエルのイニシアティブのもとで断行された修道院の解散とその所領の没収によって一機に解決されることになった。

かれのプリヴィ・チェムバーに対する対応の1つは、ノリスの活動からハイ・ポリシーに関わる財務行政を奪い去ることであった。そしていま1つの方策はノリスの資金源でもあった国王金庫を自らの金庫に連結させ、かれの政治資金として運用したことである。まず1532～3年にかけてかれは政治資金として、総額33,063ポンドを受領しているが、そのうちの24,031ポンドがホワイトホールなどの国王金庫からの支払いであった²⁸⁾。これまでクロムエルの行政改革が宮内府に対して攻撃的であった面ばかりが強調される傾向があったが、その彼でさえもかれの政治活動にとっての国王金庫の有用性を認め積極的に利用していたことは、このさい注目しておきたい。その後1536年以降になると、いわゆる修道院領解散にともなう巨額の臨時収入が政府のもとに入ってくるが、それにともない国王金庫の規模もさらに大きくなっていった。すなわち修道院領の没収財産を扱った増加収入裁判所 (The Court of Augmentations) は、1536～1547年にかけて178,000ポンド (全支払い額の19.5%) を国王金庫へ支払っている²⁹⁾。さらにこの頃までには当時の主要財政部局はいずれも国王金庫に対して毎年支払いを行っていた。たとえば財宝部 (jewel house) は1538～40年にかけて28,553ポンド³⁰⁾、初年度収益・10分1税裁判所が1534～40年にかけて59,139ポンド³¹⁾、財務府も同局の余剰金 (年平均3,000～4,000ポンド) を支払っている³²⁾。さらに非経常収入として1540～45年にかけて議会課税収入のうち96,000ポンド (全課税収入額の36.7%) が支払われている³³⁾。したがって1530年代後半以降の約10年間のうちに、国王金庫へ約390,000ポンドが払いこまれたことになる。そしてそのうちのかなりの額が、当時アルバードの後任としてホワイトホールの国王金庫を管理し、プリヴィ・チェムバーの近侍長 (chief gentleman) でもあったディニイ (Denny, A.) のもとへ支払われた³⁴⁾。最近の研究によれば、ディニイは1542～47年にかけて約240,000ポンドを受領しており、そのうちの多くがたとえば1544年のスコットランド遠征用の軍事費などの非経常費の支払いに充てられたと考えられている³⁵⁾。いずれにしても、こうしてヘンリ8世は、ノルマン征服以来の歴代国王の中でも最大の国王金庫を所有するに至ったのである。

以上のことから国王金庫が国家財政運営に深く関わっていく過程については、十分に明らかにできたものと思う。しかし、それにしてもこのような国王金庫

の急激な膨張ぶりはいったい何を意味しているのだろうか。詳しい検討は別稿に譲るとして、1537年に作成された「財務行政に関する覚え書き」と称される史料がその一端を明らかにしてくれる³⁶⁾。そこでは、財務府、チェムバー、増加収入裁判所を初めとする新・旧すべての主要財政部局に対して、すでに指摘した年次会計申告書 (the declaration of account) を作成し、経常収支の状況ならびにその年の余剰金の額について会計申告することを求めている。その目的は1つには国家財政の状態について正確な情報を入手し、次第に拡散していった財政部局に対する中央統制を再強化するものであった。2つめには、政府がその情報をもとに、各財政部局へ支払い令状を発行し、余剰金の国王金庫への拠出を求めることにあった。1530年代末から40年代にかけて、度重なる戦争・インフレーションによる物価高騰によって、国家財政の状態は悪化の一途を辿っていったことはよく知られている³⁷⁾。つまりそうした危機打開のための政府の方策とは、国家財政機構内部のすべての遊休資金を国王金庫へなかば強制的に集金し、非常事態にいつでも対応できる体制を整えておくことであったわけだ。このように国王金庫は、国王の私的金融庫としての性格、つまりその非公式性・融通性・迅速性が最大限に生かされるかたちで国家財政運営の中核に据えられることになったのである。

- 註 1) その史料の根拠としては Arundel MS XVII.2. が用いられているが、本稿では Jeffrey, E., ed., *The Antiquarian Repertory*, vol. II. pp. 184ff に収録されたものを参照した。この史料を巡っての詳しい議論については以下を参照。Starkey, C. G., p. 31-2; Do, I. I., pp. 73-5.
- 2) Starkey, P. C., pp. 357-61.
- 3) cf. Richardson, *op. cit.*, pp. 130-1, 162-4, 219-33.
- 4) Starkey, C. G., p. 39; Dietz, *op. cit.*, pp. 85, 88, 90.
- 5) *L. P.*, vol. 2, ii, pp. 1463-4, 1466-9, 1471-4, 1480; *Ibid.*, vol. 3, ii, pp. 1535, 1538.
- 6) Newton, 'Tudor Reforms in the Royal Household', in Seton-Watson, R., *Tudor Studies*, (London, 1970 (1924)), pp. 231-56; Elton, T. R. G., pp. 36ff; Richardson, *op. cit.*, pp. 233-6.
- 7) 'to haue yerely from hensfurth brought and delyuerd to his awne propre handes by Sir John heron Treasurer of his chamber…… for certeyne his extra ordinarie expensis to the somme of x ml li. ……' in BM, Cott. MS Titus

- B. i, fols. 188ff, item 1.
- 8) 'two bokes be made wher in..... shalbe conteyned, the one to Remyne with the kyng, the other with the said Sir William And monethly in the kynges awne presence,entreys to be made as well of the said Receiptes as also payments', in *Ibid*, item12.
 - 9) コンプトンの経歴、宮廷社会内部における位置付けについては以下を参照。Bernard, G. W., 'The rise of Sir William Compton,early Tudor courtier', *E. H. R.*, vol. 96, (1981) pp. 754-777; Starkey, *Reign of Henry VIII*, (London, 1985), pp. 68ff.
 - 10) *L. P.*, vol. 4, pt. 1, no. 2202/22.
 - 11) BL, Additional MS 20,030. ただし本稿では、ニコラスが編集した以下の書物を用いることにする。Nicolas, N. H., ed., *The Privy Purse Expenses King Henry VIII* (1827).
 - 12) cf. Starkey, *P. C.*, pp. 384-5.
 - 13) Nicolas, *op. cit.*, p. 93.
 - 14) *Ibid.*, p. 186.
 - 15) *Ibid.*, p. 115.
 - 16) *Ibid.*, pp. 19, 22, 24.
 - 17) *Ibid.*, pp. 30, 228.
 - 18) *Ibid.*, pp. 96, 116, 199, 228, 231.
 - 19) Elton, *op. cit.*, p. 152; Richardson, *op. cit.*, pp. 221-3; Starkey, *C. G.*, pp. 41-2; Do, *I. I.*, p. 95.
 - 20) Starkey, *C. G.*, p. 42.
 - 21) この時期のクロムエルの財政政策については以下を参照。Elton, *op. cit.*, pp. 139-59; Starkey, *C. G.*, pp. 41-3.
 - 22) 以下の記述は、主に以下の論文に依拠している。Starkey, *P. C.*, pp. 393-413. Do, *C. G.*, pp. 43-6; Do, *I. I.*, pp. 95-8; Hoak, D., 'Secret History of Tudor Court: the King's Coffers and the King's Purse, 1542-1553', *Journal of British Studies*, vol. 26 (1987), pp. 208-31
 - 23) Myers, *op. cit.*, p. 121.
 - 24) Dietz, *op. cit.*, p. 101; Starkey, *C. G.*, p. 43.
 - 25) SP 1/53, fo. 273. Cited in Starkey, *P. C.*, p. 399; Do, *C. G.*, p.43.
 - 26) *L. P.*, vol. 5, p. 312.
 - 27) Starkey, *C. G.*, p. 43.
 - 28) その内訳は、タワー金庫から18,991ポンド (*L. P.*, vol. 6, no. 228; *Ibid.*, no.717), ホワイトホール金庫から3,040ポンド (*L. P.*, vol. 6, no. 228)、国王内帑金から2,000ポンド (Nicolas, *op. cit.*, p. 228) の収入が主要部分をなしていた。

- 29) *L. P.* vol. 13, pt. 2, no. 457/13; *Ibid.*, vol. 14, pt. 2, no. 236/11; *Ibid.*, vol. 18, pt. 2, no. 231/12; *Ibid.*, vol. 19, pt. 2, no. 328/12; *Ibid.*, vol. 21, pt. 2, no. 775.
- 30) *L. P.*, vol. 15, no. 809.
- 31) Starkey, *P. C.*, p. 407.
- 32) *Ibid.*, p. 407.
- 33) *Ibid.*, p. 407.
- 34) この時点ではかれは second chief gentleman であり deputy groom of the stool であった。このときの宮内次官補は first chief gentleman であった T. Heneage であった。ディニイは1546年10月にヒニジに代わって宮内次官補となる。*L. P.*, vol. 21, pt. 2, no. 331/43, 634/1,648/60.
- 35) Starkey, *P. C.*, pp. 408-10; Do, *I. I.*, p. 97; Hoak, D., 'Secret History of Tudor Court: the King's Coffers and the King's Purse, 1542-1553', *Journal of British Studies*, vol.26 (1987), pp. 208-31.
- 36) 'Memoranda concerning the financial administration, 1537', printed in Elton, ed., *The Tudor Constitution* (1982 (1960), Cambridge), pp. 143-4.
- 37) 1540-50年代の国家財政の危機的状態と国家財政機構の改革については以下を参照。Richardson, ed., *The Report of the Royal Commission 1552*, (West Virginia, 1974); Elton, 'Mid-Tudor Finance', *Historical Journal*, 20-3 (1977), pp. 737-40; Alsop, 'The Revenue Commission of 1552', *Historical Journal*, 22-3 (1979), pp. 511-33.

V む す び

以上のような16世紀前半期の宮内府財務行政の分析をふまえて、エルトン説の再検討という当初の問題設定に立ち返ってみよう。

まずエルトンはチェムバーの公式化ないし部局化ならびに国家財政運営からの後退という現象は、1529年以降に急速に進んでいくとした。しかし、それは実際にはもっと早く、ヘンリ8世治世初頭にチェムバー財務官ヘロンが国家財政に深く関わる段階ですでにかなり認められる現象であった。もちろん1530年代になってそうした動きが加速されたことは疑いの余地がない。しかし問題は、ではその間に宮内府から従来のハウスホールド的会計業務方法が失われ、宮内府が国家財政運営に関わることはなくなったのかと言う点であり、ここでプリ

ヴィ・チェムバーの分析が重要な意味を持つことになる。すなわち同局は、チェムバーからハウスホールド的な会計業務方法を継承しながら、国王内帑金や国王金庫を用いて国家財政に深く関わっていくのである。その点からすると、宮内府の国家財政運営との関わりも、エルトンが考えた時点よりもかなり後、少なくとも財務府に中央預金金庫 (central deposit treasury) が設置され、国家財政収入の余剰金の管轄が宮内府から財務府へ移る1572年ごろまでは認められるのである¹⁾。またこのことは、同時に宮内府の会計業務の性格が多面性を持っていたことも示している。したがって、これまでのように会計業務方法の比較から宮内府と1530年代に設置される新財政部局を二項対立的に捉えるのは、あまり有効な方法とはいえないことにもなる。

そこで最後に、こうした結果をふまえて、今後の課題について触れておきたい。本稿の分析を通じて明らかになったことは、16世紀初頭に成立したプリヴィ・チェムバーが、それまでの宮内府の構造を大きく変化させ、その政治的・社会的影響力も想像以上に大きかったということであろう。もっとも、同局の国家財政運営との関わりは、結局のところ限定的で一時的なものにとどまった。というのも、同局の収入は国王内帑金・国王金庫のいずれも臨時的な収入が殆どで、安定した独自の経常的収入を獲得することはなかったし、同局の用いられ方も、国王にとって比較的自由的な運用が可能であったことから、国家財政の危機的状況を建てなおす際の非常措置としての性格が強いからである。したがって、プリヴィ・チェムバー成立の歴史的意義は、さらに他の側面、つまり政治的・社会的側面から検討する必要性が生じてくる。たとえば、本稿でもたびたび指摘した宮内次官補がなぜ急速に宮内府内部においてその地位を高めていったのか。この問題については、同職が国王の身体に関わる世話をしていたことと、この時期に成立する「国王の2つの身体」の理論との関連性の中で問われねばなるまい²⁾。もしそうだとすれば、この時期の宮廷内階層秩序には、イギリス絶対王政期に独自のコードが組み込まれていたということになる。このような宮内府ないし宮廷社会の再検討は、行政史・政治史・社会史の結節点となる可能性を秘めており、またとすれば官僚制度や近代化という視点に偏りがちであった、イギリス絶対王政史研究にも新たな視点を提供することになるであろう。

- 註 1) Coleman, C., 'Aritifice or Accident? The Reorganization of the Exchequer of Receipt c. 1554-1572', in Starkey, et al., *R. R.*, pp. 194-5.
- 2) 「国王の2つの身体」の理論については、以下を参照。E・カーントロヴィチ／小林公『王の2つの身体』平凡社、1992年；同／甚野尚志『祖国のために死ぬこと』みすず書房、1993年；甚野尚志『隠喩のなかの中世』弘文堂、1992年。

追記；本稿脱稿後に、城戸毅『中世イギリス財政史研究』（東大出版会、1994年）を拝読したが、本稿に盛り込むことはできなかった。近世イギリス行財政史研究を志す研究者であれば、是非参照すべき研究書である。

(広島大学文学部)

'The Financial Administration of the King's Household
in Tudor Period Reconsidered'

Taro INAI

In the study of the financial administration in Tudor period, the role of the financial agencies which were established in 1530's and had the bureaucratic characters, has been said to be very important. But, then, the role of king's household has been under-estimated in the theory of 'Tudor Revolution'.

In this article, I'll examine the role of the king's household, especially king's chamber and privy chamber, in Tudor financial administration. As a result, I'll insist that it was very important in the administration of public finance, mainly by 2 points as follows;

First, the king's chamber had already had the bureaucratic character to administrate public finance in 1510's.

Second, though the accounting system of chamber became bureaucratic, the flexible, undifferentiated household system was never lost in the king's household. That system was succeeded to the privy chamber. It played an important role in the administration of public finance by taking full advantage of the household system until 1550s.